

令和6年10月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月7日(月) 午後1時30分から午後2時26分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	5番 井手悦郎
6番 高塚和行	7番 江頭和夫
8番 釘本勝	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 江里口勇
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

4番 西村徳義	9番 大屋博幸
---------	---------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

第6号議案 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更協議に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆	副局長兼庶務係長 真子祐輝
-----------	---------------

7. 会議の概要

事務局	それでは、ただいまから始めさせていただきますと思います。 本日は令和6年10月の農業委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして、江里口会長から御挨拶をお願いいたします。 今日は皆さんどうもお疲れさまでございます。 田んぼのほうもいよいよ刈り取りの時期に入っております。明日からまた天気が、好天が続くようでございますので、やはり農業のほうを早くさばけて、無事故でさばけたいなと思っております。 また、選挙が、9日に衆議院解散、27日が投開票ということでございますけれども、裏金議員とかいろいろ国のほうにもぎわっておりますが、やはりクリーンな方法で政治家はやっていただきたいというのが願いでございます。 今日は第1号議案から第6号議案までございますので、よろしく審議のほどをお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は、4番の西村委員、9番の大屋委員から欠席の連絡があっております。 出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議 長	それでは、ただいまから令和6年10月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 5番井手委員、6番高塚委員にお願いします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いします。 それでは、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料のほうは1ページから6ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましては三日月町織島の県道沿いにある農地で、申請理由としましては遊水地事業で〇〇さんが移転をされますけれども、家庭菜園として利用したいということでございます。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 議案資料は7ページから12ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所につきましては芦刈町下古賀にある農地でございます、申請理由としては子供さんへの所有権移転となっています。
議 長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は13ページから19ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましては牛津町江津ケ里にある農地で、転用目的としては住宅用地及び通路の拡張です。
議 長	資料17ページが分かりやすいのですが、申請地その2、42.44平方メートル部分については、以前から住宅と通路の敷地として使用されていたため、既に転用済みとなっている部分です。 申請地その1、19.69平方メートル部分については、住宅地の通路の幅ですね、進入路の幅を6メートル確保しなければならないということで、通路を拡張する部分となっています。 被害防除対策ですが、12センチ砂利を敷く計画となっており、雨水については道路側溝へ排水されることになっており、生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は第1種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。
5 番	説明は以上でございます。 この案件については、5番井手委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第4条申請事前調査について御報告申し上げます。 申請者、申請農地、転用目的においては、事務局から御説明のとおりでございます。 申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。 計画面積の検討について、土地利用計画図などにより適当であると判断できます。

	実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。 被害防除施設及び用排水の検討について、通路の拡張部分にはコンクリブロックを設置され、農地への影響はありません。また、雨水については現状どおり南側道路側溝へ排水されます。生活排水は該当ありません。 その他の特記事項については、令和6年9月25日に現地を確認済みでございます。
議 長	以上です。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は20ページから25ページまでとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件につきましては小城市役所北側の国道に近い農地で、転用目的は駐車場となっています。事業所の駐車場不足を解消するために申請をされておられます。 被害防除対策ですが、土を10センチ切土して固めてから使用をされます。 排水計画ですが、雨水については集水して申請地の南側にある側溝へ排水します。生活雑排水の排水はございません。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は市役所から約150メートルの位置にありまして第3種農地となりまして、第3種農地については原則許可となっております。
議 長	以上でございます。 この案件については2番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
2 番	農地法第5条申請事前調査報告です。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局からの説明のとおりです。 調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると考えます。 計画面積の検討について、土地利用計画図、転用目的により適当であると判断ができます。 実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実であると思います。 被害防除施設・用排水の検討について、雨水は既設側溝へ、し尿及び生活雑排水の排水はありません。 特記事項について、令和6年9月25日に現地確認済みです。 農業委員、香月英昭。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 1 は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。 初めに、利用権設定について、申請番号 1 から申請番号 1 7 まで一括して事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案書は 4 ページから 7 ページまでを御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が 2 5 筆、利用権の再設定が 1 0 筆、合計で 3 5 筆、総面積は 1 0 万 5, 1 1 0 平米でございます。 今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 2 号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作などを行うと認められること、また、耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。 以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 1 から申請番号 1 7 までについては原案のとおり承認することに決定しました。 続いて、所有権移転についてを議題とします。
事務局	申請番号 6 0 1 について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は 8 ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は 7 件でございます。 申請番号 6 0 1 について説明をいたします。 申請番号 6 0 1、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 6 0 1 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 6 0 1 は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号 6 0 2 について事務局から説明をお願いします。 申請番号 6 0 2 について説明をいたします。

議 長	(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 6 0 2 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 6 0 2 は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号 6 0 3 について事務局から説明をお願いします。 申請番号 6 0 3、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上です。 申請番号 6 0 3 につきましては、あっせん委員の 2 番香月委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
2 番	あっせん経過報告をします。 5 月 8 日、5 月農業委員会であっせん委員に指名されました。 5 月 1 4 日、農地利用最適化推進委員の古川さんと連絡を取りました。 5 月 1 6 日、所有者〇〇氏と会い、条件などの確認をいたしました。 5 月 1 8 日、現耕作者〇〇氏と会い、あっせん申請が出ていることを説明し、購入の意思があるか聞きました。 6 月 6 日、買手〇〇氏さんから 1 0 アール当たり〇〇万円で買い受けたいと申出があり、6 月 9 日、所有者に 1 0 アール当たり〇〇万円で伝え、返答を待ちました。 6 月 1 4 日、所有者より 1 0 アール当たり〇〇万円で売り渡したいと回答を受けて、このことを買手に伝えました。 売手のほうにあっせんが成立したことを伝え、今後の日程においては、詳細は事務局より連絡がある旨を伝える。
議 長	以上です。審議のほどどうぞよろしくお願いします。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号 6 0 3 について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号 6 0 3 は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号 6 0 4 について事務局から説明をお願いします。 申請番号 6 0 4 です。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 申請番号 6 0 4 につきましては、あっせん委員の 7 番江頭委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
7 番	あっせん経過報告。

議 長	令和6年4月5日金曜日、4月の農業委員会であっせん委員に指名される。その帰り、現地を再度確認する。 4月7日曜日15時50分、〇〇さんに電話したところ、工作中なので、後日お願いしますということでした。 4月8日月曜日9時40分に〇〇さんから電話があり、耕作者、金額等の条件を聞きました。一応10アール〇〇万円の希望でした。 4月9日火曜日17時45分、〇〇さん宅にお伺いしたところ、留守でした。18時35分に再度お伺いしたところ、本人に会うことができ、諸条件等を聞きました。10アール〇〇万円の希望でございました。 それで、〇〇万円と〇〇万円で、間を取って〇〇万円ということで決着がつけました。 それと、4月10日12時30分、〇〇さんに電話し、〇〇さんにお会いし、土地の値段等を話し、〇〇さんも了解されましたことを報告しました。 それで、農業委員会の事務局に書類を提出すると言い、事務局から連絡があると伝えました。 以上でございます。よろしくお願いします。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号604について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号604は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号605について事務局から説明をお願いします。 申請番号605です。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上です。
議 長	申請番号605につきましては、私のほうからあっせん報告をいたします。 6月5日、6月の農業委員会であっせん委員に指名される。 6月27日、所有者に会い、条件等の確認。この地域の認定農業者に話をする旨伝える。 7月1日、認定農業者〇〇〇〇氏にあっせん申請が出ている旨伝える。2か所が地目が畑で交付金の対象外、高速の陰での日照不足等の不整形とのことで、10アール〇〇万〇〇〇〇円ならよいとのこと。 7月2日、〇〇氏よりの今回の提示条件で買受けしたいとの回答を受け、所有者に連絡。10アール〇〇万〇〇〇〇円であっせんが成立した。 今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨伝えました。 以上です。 私の説明に対して、質疑があればよろしくお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号605について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号605は原案のとおり承認することに決定しまし

事務局	た。 次に、申請番号６０６について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０６、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 申請番号６０６につきましては、あっせん委員の６番高塚委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
６ 番	７月５日、７月の農業委員会であっせん委員に指名される。 ７月１１日、所有者と会い、条件等を確認する。今回の農地は小作地の一部であり、条件が調べば耕作者にあっせんしてほしい。近隣相場でお願いします。私より、あっせん地は以前、購入希望者がいたので、条件を確認し報告すると伝える。その確認をし、購入見込みがなければ耕作者へ買受けをお願いする。以上の内容で本人の確認を得る。
議 長	７月１３日、耕作者と面談し、所有者の条件を説明する。条件次第で買受け見込みがあるが、前回購入を希望された人の話合いを聞いてから進めたい。以前、購入希望者であった人と面談し、買受け見込みがないことを確認する。 ７月１９日、耕作者の○氏と面談し、購入希望者が買受け見込みがないことを報告する。○氏の買受け見込みを確認、買受け条件として１０アール当たり○○万円 でなら買取りしたいと返事をもらう。 所有者と妻と同席して、耕作者○氏の買受け希望価格１０アール当たり○○万円を説明し、了解を得たので、あっせんが成立したことを伝える。 売買については、今後の日程等の明細は事務局より連絡があることを伝える。 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０６について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０６は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０７について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０７、（所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０７について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０７は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第５号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は１０ページになります。 第５号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。

議 長	本日の審議件数は売渡希望の４件でございます。 まず、申請番号１について説明をいたします。 資料のほうは２６ページから３０ページです。 申請番号１、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。） 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号２について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号２について説明をいたします。 議案資料は３１ページから３５ページです。 申請番号２番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号２について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号２は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号３について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号３について説明をいたします。 議案資料は３６ページから４１ページです。 申請番号３、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号３について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）
事務局	全員賛成ですので、申請番号３は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号４について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号４について説明をいたします。 資料は４２ページから４５ページです。 申請番号４、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号４について承認すること

に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更協議に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は11ページを御覧ください。

第6号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更協議に対する意見についてを説明いたします。

小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。

今回は、農用地区域からの除外が13件となっております。

説明は別とじて配付をしております第6号議案資料の番号順に一括して行わせていただきます。あわせまして、農業振興地域整備計画の変更に対する意見ということで、1枚紙のカラー刷りになっているものも併せて御覧ください。

まず、6号議案資料のほうの3ページをお開きください。

番号1番から順番に説明をしていきます。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としては、申請者は建設業者ですけれども、資材置場及び残土置場を確保するため、現在の事業所と接続して設置したいため、今回申請している農地を利用したいということでございます。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

番号2番、ページは資料6ページです。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由につきましては、所有している農地に住宅を建設したいためということとでございます。

申請されている農地は、周囲を住宅などで囲まれている第2種農地となり、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号3、資料は9ページとなります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由は、自宅への進入路及び駐車場の確保ということです。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号4、資料のほうは12ページとなります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としましては、申請されている方の子供さんの住宅建設のため、既存の建物に隣接して建築をしたいということです。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号の5番、ページは15ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由につきましては、既存の自宅及び農業用倉庫と近接をして整備したいためとのことです。

申請農地につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号6番、ページは18ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としましては、申請者の子供さんの住宅建設のために、既存の建物に隣接をして建築したいということです。

申請農地につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号が7番、ページは21ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としましては、周辺が住宅地として開発をされ、交通の便がよいためということでございます。

申請農地につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号8番、ページは24ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としては、申請者の方のお孫さんの住宅建設のために、既存の建物に隣接して建築をしたいということでございます。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号が9番、ページは27ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由は、医療機関、商業施設などが集まり住宅環境がよく、需要が見込まれるためということでございます。

申請農地は、小城市役所の小城出張所から約500メートルの位置にありまして、第2種農地となりますけど、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号10番、ページは30ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としましては、堆肥倉庫の建築ということで、堆肥製造施設に近く、周囲の環境に影響を及ぼさないためということでございます。

申請農地は、中山間地に位置するため第2種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続きまして、番号が11番、ページは33ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としましては、近隣では住宅の開発が進み、交通の便がよいためということでございます。特定建築条件付売買予定地の申請を計画されています。

申請農地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

続いて、番号が12番で、ページは36ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由は、事業所敷地に隣接をしており、手狭となっている駐車場や資材置場などを確保したいため申請をされています。

申請農地は、中山間地に位置する第2種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

最後に、番号13番、ページは39ページになります。

議 長	(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。) 変更の理由は、非農地判断されたためということで、こちらにつきましては農業委員会において非農地判断を受けたため、変更申請を出されているところでございます。 今回説明した13件の全ての案件について、農用地区域から除外することはやむを得ないと考えており、1枚紙でお渡ししておりますが、農業委員会としては意見なしとして小城市長へ回答したいと考えております。 説明は以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願い申し上げます。 (なし)
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回の日程ですけれども、今月の農地転用の現地調査は10月25日金曜日、午後1時30分から2-6会議室です。 それから、11月、来月の農業委員会につきましては11月5日火曜日、午後1時30分から、通常こちらの会議室ですが、こちらが空いておりませんでしたので、2-6会議室で行わせていただきます。
議 長	以上です。 以上をもちまして10月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員